

健康と医療・介護の 緊急推進プラン

杉 並 区

平成23年1月

は じ め に

区では、今後10年間を見据えた杉並区の将来像を明らかにするため、杉並区基本構想審議会を昨年末に設置し、その検討に着手いたしました。新たな基本構想は、区民の誰もが共有できる目標として策定していくものですので、今年1年間、多くの皆様のご意見を伺いながら、十分に議論を重ねてつくり上げてまいりたいと考えています。

これからの区政は、この基本構想をもとに展開してまいります。一方で、区民の生活を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、区政の諸課題については、常に迅速かつ的確に対応していくことが求められています。そこで、区民の生命と健康にかかわる喫緊の課題について、このたび「健康と医療・介護の緊急推進プラン」を取りまとめ、平成23年度からその推進を図ることといたしました。

本プランは、以下の3つの視点から構成しています。

第1は、「生命の誕生」を大切にす視点です。未来を担う、かけがえのない生命の誕生に焦点をあて、不妊に悩む方への支援も含め、地域の中で安心して妊娠・出産を行うことができる施策を盛り込むこととしました。

第2には、区民の最大の死亡原因でもある「がん」に着目し、特に「働きざかりの生命と健康」を重視する視点に立ち、がんの予防から早期発見・早期治療まで、より総合的ながん対策を進めていくこととしました。

第3は、介護を行う家族への配慮も含めた「在宅療養生活支援」です。地域の中で家族とともに、適切な介護や医療を受けながら、個人の尊厳を冒されることなく安心して生活できるための施策を盛り込みました。また、昨年夏の高齢者不在問題を一つの契機として、積極的に高齢者のニーズ把握に努める「攻めの福祉」に新たに取り組むこととしました。

「妊娠・出産」、「働き盛り」、「高齢期」という人生の3つのステージに着目した本プランの実現には、区の事業遂行能力はもとより、区民・関係各機関との協働や連携が不可欠です。区民福祉のさらなる向上を図るための第一歩として、皆様のご支援ご協力をお願い申し上げます。

杉並区長

田 中 良

安心して妊娠・出産できる環境づくり

近年、出産するまで一度も定期健診を受診することなく、かけこみ出産をしようとしても受け入れ可能な医療機関が見つからず、母子ともに命を落としてしまうという痛ましい事件がありました。

このような事件を繰り返さないためにも、最近では、妊娠中の定期健診に関する公費助成は以前より手厚くなってきていますが、「生命の誕生」を重視する視点からは、検診をさらに受けやすくして、安心・安全な妊娠・出産が行われるように支援していく必要があります。

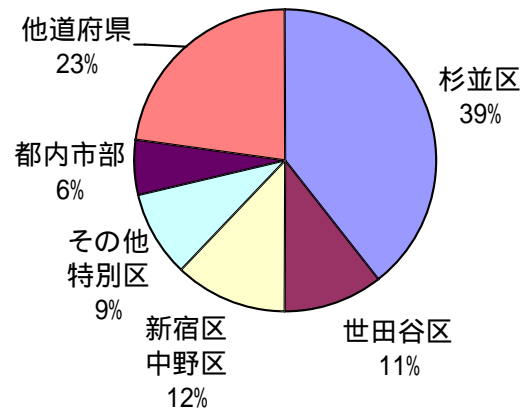
また、一方では、不妊に悩むご夫婦も多くなっています。不妊治療の1回当たりの医療費は高額であり、精神的な負担も大きいことが知られています。これらの方々への支援もまた、「生命の誕生」を重視する施策の一つと位置づけることができます。

出産の受け皿となる医療機関は、年々減少を続けています。杉並区内でも、出産を扱う医療機関は3病院、4診療所、1助産院となっており、区内で出産する区民の割合は、全体の約4割に過ぎません。身近な地域で、安心して出産できる環境をつくることは、区としても急務な課題です。

同時に、せっかく誕生した大切な生命を病気から守り、健康に育てていくことも重要なことです。子どもの生命を脅かす感染症も、適切なワクチン接種で予防でき、罹患しても軽症で済むことが知られてきています。近年、国も予防接種事業の拡大を図ってきていますが、区としても、さらに独自の取り組みも加えて、かけがえのない生命を守る予防接種の実施に、全力を注いでいく必要があります。

以上の観点から、区では「安心して妊娠・出産できる環境づくり」として、平成23年度から、4施策11事業に取り組みます。

区民の出産地域（平成21年度）



安心して妊娠・出産できる環境づくり

- 1 妊産婦健康診査の充実
- 2 不妊で悩む区民への支援
- 3 身近な地域で出産できる環境づくり
- 4 乳幼児期の疾病予防の充実

1 妊産婦健康診査の充実

1 産婦健康診査の開始

これまで、妊娠期には14枚の妊婦健康診査受診票を交付し、定期健診の補助を実施してきましたが、23年度から、区独自に、出産後一定期間までに、区内医療機関で、産後の身体の状況を確認する産婦のために、産婦健康診査受診票1枚を交付します。

産後の心身の状況を確認し、既存の「すこやか赤ちゃん訪問事業」とも連携することで、育児に対する不安や、産後うつへの解消にも資することを目的とします。

対象 約4,000人

2 妊婦歯科健康診査の開始

妊婦の歯科健康診査については、保健センターで実施される母親学級の中で実施してきたため、第一子出産の妊婦の受診がほとんどでした。

これを、歯科医療機関に委託し、身近な歯科医で受診できるようにすることで、受診率を向上させます。また、第二子以降の妊娠時にも、気軽に受診できるようにすることで、妊婦の口腔内の健康状態を向上させます。

対象 約4,000人

3 妊婦健康診査助成の充実

これまで区の制度では、妊婦健診の際の超音波検査は、35歳以上という制限がありましたが、妊婦健診では、年齢に関係なく、超音波検査を実施することがほとんどであるため、23年度から年齢制限を撤廃し、すべての妊婦が超音波検査ができるよう、1回分の受診票を交付します。

対象 約4,000人

4 妊産婦健康診査時の子宮頸がん検診の同時実施

子宮頸がんについては、近年では、病気の発症が若年化しており、病気の発症時期が妊娠・出産の時期と重なることも多くなっています。

そこで、区では、妊産婦健康診査の時期に、区内医療機関で子宮頸がん検診を同時実施し、がん病変の早期発見、早期治療を行える制度を創設し、がん検診の充実を図ります。

対象 約 4,000 人

2 不妊で悩む区民への支援

1 不妊治療助成の開始

出産年齢が高齢化するとともに、不妊治療を行う夫婦も増加傾向にあります。

特に、保険が適用されない特定不妊治療（体外受精、顕微授精）については、費用も高額であり、経済的負担も大きくなっています。

これまで区では、東京都の助成制度のご利用を案内してきましたが、23年度から、東京都の制度に上乘せの助成をすることで、不妊治療による経済的負担を軽減します。

対象 約 250 人 年 3 回まで 5 年間まで 10 回を限度

2 不妊相談事業の創設

不妊治療を始められるご夫婦もいれば、不妊について悩まれているご夫婦も多くいることが想定されます。

そういった方々が気軽に相談でき、不妊に関する治療方法などの概要の説明や、必要があれば適切な医療機関の紹介等を行う相談事業を、区民にとって身近な産婦人科医等と協力して行うことによって、不妊に悩む区民の精神的負担を軽減します。

対象 約 1,000 人

3 身近な地域で出産できる環境づくり

1 産科医等の確保・支援

東京都では、地域でお産を支える産科医等の処遇改善を通じて、医師を確保するため、一定の条件を満たした診療所及び助産院に対して、一出産につき、医師に一定額の手当を支給しています。費用負担の内訳は、国 1/3、都 1/3、診療所等 1/3 となっています。

区では、都の手当の支給対象にならない診療所等も含めて、区独自の手当の支給を行い、産科医師等の確保支援を行います。

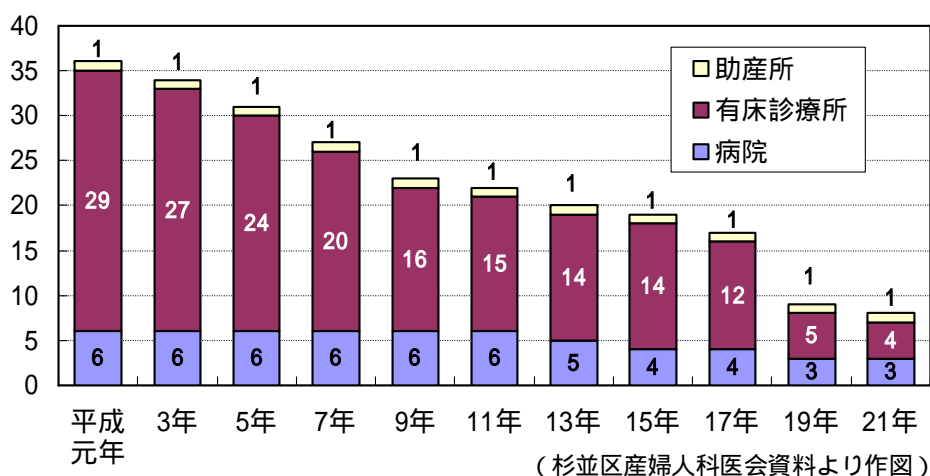
対象 4 診療所、1 助産院

2 出産施設に対する設備整備補助制度の創設

実際に出産を取り扱う診療所等も、近年激減している状況であるため、区内で出産を希望しても、病院を含めても対応することができず、やむを得ず、区外の医療機関で出産する場合も少なくありません。

区では、区内で出産できる機会を増やすため、診療所等を新規開設、増床に伴う改装、一度閉鎖した出産設備の再開を行う場合等について、一定の条件のもと、一床あたり一定額の補助を行う制度を創設し、区内での出産施設の充実を図ることとします。

区内の出産取扱施設数の推移



4 乳幼児期の疾病予防の充実

1 水痘・おたふくかぜワクチンの助成制度の開始

水痘・おたふくかぜとも現在は任意接種になっており、一般には軽症疾患ですが、保育園や幼稚園、学校などを長期に休むことになり、まれに重篤な症状を引き起こすことがあります。

区では、今回の予防接種事業の強化にあたって、水痘・おたふくかぜについても、区独自に接種費用の一部助成を開始いたします。

対象 1歳～就学前まで

2 小児肺炎球菌ワクチンの公費助成開始

肺炎球菌は、こどもの多くが鼻の奥に保菌していて、ときに細菌性髄膜炎、菌血症、肺炎といった病気を起こします。

肺炎球菌性髄膜炎を起こすと、死亡例、後遺症例をあわせると、全体の40%近くに達します。

これまで区では、助成を行っていませんでしたが、ヒブワクチンと同様、国の公費負担の方針を受け、区でも全額公費負担の助成を開始します。

対象 0～4歳

3 ヒブ（インフルエンザ菌b型）ワクチンの助成拡大

インフルエンザ菌b型は、中耳炎、副鼻腔炎、気管支炎などのほか、髄膜炎、敗血症、肺炎など感染症を起こす、幼児の重篤な病原細菌です。

これまで区では、接種費用の一部4,000円を助成し、21年度は2,570件の助成実績があります。

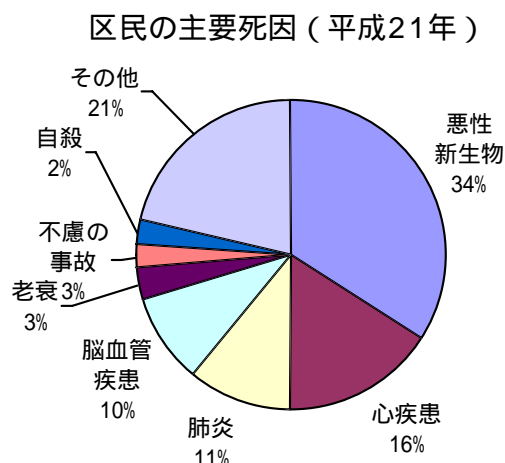
今回、国のヒブワクチンの公費負担の方針を受け、区でも一部助成から、全額公費負担に助成を拡大します。

対象 0～4歳

総合的ながん対策の

推進

現在、国民の2人に1人はがんに罹り、3人に1人はがんで命を落としています。特に、40歳代以上のいわゆる働きざかりの世代では、がんは死亡原因の第1位となっており、杉並区でも、区政の最重要課題の一つとして位置づけ、総合的な取り組みを講じていく必要があります。



がん対策の第一歩は「予防」です。がんは誰でもが罹る可能性のある疾患ですが、喫煙をはじめとする不健康な生活習慣が、発生率を高めることは良く知られています。また、近年では、子宮頸がんワクチンのように、特異的な効果のある予防方法も開発されてきました。区では、喫煙防止対策を含む生活習慣からの一般的ながん予防対策については、新たな基本構想に基づく総合計画の中で、従来の方策を見直して再構築していく予定ですが、この緊急プランでは、ワクチンによる特異的予防対策の充実を図ることとしました。

がん対策の2番目の柱は、「早期発見・早期治療」です。このためには、がん検診を多くの区民に受けていただくことが必要ですが、残念ながら、わが国のがん検診受診率は国際的にみても際立って低く、杉並区も例外ではありません。そこで、区では受診率を向上させるため、区民が受診しやすい検診事業の創設や検診医療機関の拡充等に取り組んでまいります。

また、せっかく検診を受け、要精密検査と判定されても、医療機関を受診して精密検査を受診しない方が少なくないことも事実です。検診事業の精度を高め、「早期発見・早期治療」を確実に進めるために、精密検査の受診率向上対策にも着手します。

これらのことから、この緊急プランでは「総合的ながん対策の推進」として、3施策5事業に取り組めます。

なお、総合的ながん対策という見地からは、がん患者や家族の療養支援についても、第3の柱として力を注いでいく必要があります。本プランでは、

次項の「在宅療養支援対策の充実」の中で、今後具体化を図ってまいります。

総合的ながん対策の推進

- 1 がん予防対策の充実
- 2 がん検診の受診率向上
- 3 精密検査受診率の向上

- 1 がん予防対策の充実

1 子宮頸がんワクチン接種対象者の拡大

区では、平成 22 年 7 月から、他の自治体に先駆けて、中学 1 年生全員を対象とした子宮頸がんワクチンの全額補助を実施してきました。

今般、ヒブワクチンや小児肺炎球菌ワクチンと同様、国で、予防接種政策の強化の一環として、子宮頸がんについても、中学 1 年生から高校 1 年生まで、公費負担の方針を打ち出したことに従い、23 年度から、中学 1 年生から高校 1 年生に接種対象者を拡大し、将来のがん発症を未然に防いでいきます。

- 2 がん検診の受診率向上

1 がんセット検診の創設

区民が現在受診することができる健診、検診は数種類あり、これらを別個に受診することが煩雑であることから、必要な検診の受診を漏らしてしまうことも少なくありません。

そこで、区では、様々ながん検診や区民健診を同時に受診できるようなセット検診のメニューを用意し、区民の受診利便性や医療機関での効率的な健診・検診体制を構築することで、より受診しやすい環境をつくります。

2 がん検診個別勧奨通知の発送

がん検診の受診率向上策は、他の自治体の調査・研究を観ると、個別通知を発送し、受診を勧奨することが、最も有効な手段の一つであることは、明白です。

現在、区では、区民健診やがん検診に関する区民の意識調査を実施していますが、この結果も踏まえ、より効果的な勧奨の内容や方法、また、有効な年齢層に勧奨ができるよう、個別の受診勧奨を実施いたします。

3 胃がん検診の対応力の拡充

現在区では、保健所内と 26 医療機関で胃がん検診を実施していますが、平成 21 年度の受診率は、2.09%と決して十分な値ではありません。

医療機関が行う胃がん検診の負担を軽減することにより、さらに身近な地域で受診ができるように、受診可能な医療機関を拡充していきます。

また、保健所内の検査機器は既に耐用年数を超え老朽化しているため、最新の機器に更新することにより、より精度の高い検診を実施します。

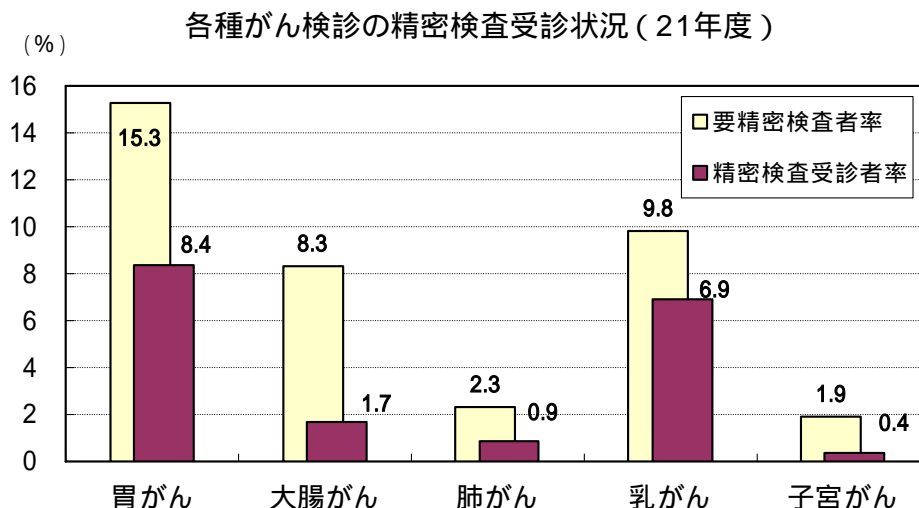
- 3 精密検査受診率の向上

1 精密検査の受診動向調査等の実施

検診を受診して、精密検査の必要があると判定されたにもかかわらず、精密検査を受診しないという実態が多くみられます。

現在の精密検査受診率（精密検査受診者率 / 要精密検査者率）は、胃がん 54.9%、大腸がん 20.5%、肺がん 39.1%、乳がん 70.4%、子宮頸がん 21.1% となっており、異常が発見されたにもかかわらず、精密検査を受診せず、早期の治療を受けない状況にあります。

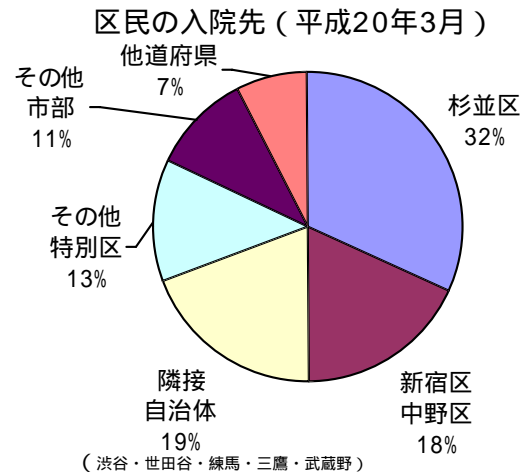
区では、精密検査の受診率を向上させるには、どのような方策が有効であるか、精密検査の受診動向の調査等を行い、受診率向上対策を推進していきます。



在宅療養支援対策の充実

杉並区民の平均寿命は、一昨年（平成20年）の厚生労働省の発表によれば、男性は80.7歳で全国1962区市町村中12位、女性は86.6歳で172位とともに上位に位置しており、杉並区は全国でも指折りの「長寿のまち」であると言えます。しかし、高齢になればなるほど病気をかかえる方も増えていきますので、介護も医療も必要な在宅療養者は、今後ますます増加していくものと予測されます。

一方、区内には急性期医療に対応できる病院が少なく、入院患者の多くは区外の病院に入院しています。このため、区外の病院から退院する際に、円滑に地域での在宅医療に結びつける仕組みや、安心して在宅医療を受けられる支援体制を、在宅での看取りまで含めて構築していくことが急務の課題です。



そこで、区民が安心できる在宅療養支援体制として、医療や介護、福祉施策などに熟知した人材を配置した相談窓口の設置や、必要時に一時的に入院できる後方支援病床の確保、在宅医療推進協議会の設置などの支援体制を構築するとともに、在宅医療推進に向けた区民への普及啓発を行います。

高齢者が安心して在宅療養生活を継続するためには、一人ひとりの医療・介護のニーズや家族介護者の状況など個々の事情や環境を配慮した、きめ細かい支援が必要です。このためには、申請や相談を受けて対応するだけでなく、潜在的なニーズを積極的に把握していくことが必要であり、地域包括支援センターの相談対応力を充実強化するとともに新たな訪問事業を展開します。

また、在宅における介護期間の長期化と介護者の高齢化は、介護者の心身の負担感を一層増大させる要因となっています。今年度補正予算により新たに開始した医療型緊急ショートステイに引き続き、介護者の生活に視点をあてた介護者支援策を充実させ、介護者の安心と身体的、経済的負担の軽減を図ります。

以上のことから、この緊急プランでは「在宅療養支援体制の充実」として、3施策8事業に取り組みます。

在宅療養支援対策の充実

- 1 在宅医療支援体制の充実
- 2 積極的なニーズ把握の推進
- 3 介護者負担の軽減

1 在宅医療相談調整窓口の設置

病院等から円滑に在宅療養へ移行・継続できるよう、患者の状態や療養環境にあった地域の訪問医師や訪問看護事業所等の情報、障害者福祉を含めた介護や福祉の情報を提供し、病院や地域の医療・介護関係者、区民等の相談に応じ適切な在宅療養ができるよう関係機関との調整をする窓口を設置します。また、窓口では、地域の介護人材等に対して在宅医療に関する研修等を実施するなど人材育成の役割を担います。

2 後方支援病床の確保

在宅医療支援診療所等の医師が、脱水や発熱などで救急入院ほどではないが、入院して簡易な治療と経過観察を必要と判断した在宅療養者を短期間受け入れる後方支援病床を確保します。特に、がんの緩和ケアや認知症を併せ持つ在宅療養者を受入れることができる協力病院を確保することで、在宅療養生活の継続を図ります。

確保病床数 2床

3 在宅医療推進協議会の設置

在宅療養支援を担う地域の介護や福祉、医療の連携を強化するために、関係機関同士の情報交換や連携に向けた施策や取組みについて協議をする在宅医療推進協議会を設置します。また、地域における緩和ケアや認知症ケアなど専門的な連携を図り、関係者の理解を深めることができるよう事例の研究や検証をもとに、在宅医療相談調整窓口や後方支援病床の事業運営に関して連携強化推進のための提言を行います。

4 在宅医療の普及啓発

安心して医療や介護、福祉のサービスを利用しながら在宅生活を継続するために必要な情報を知ることができるよう、保健所・保健センター、福祉事務所、ケア24、障害者相談支援事業等の窓口だけでなく、地域の医療機関、介護事業所等における周知を進めます。また、看取りまでの時間の過ごし方や考え方などについて、区民向けの普及啓発として、講演会などを実施します。

- 2 積極的なニーズ把握の推進

1 安心おたっしゅ訪問事業の開始

昨年設置し検討を重ねてきた「高齢者訪問面接調査のあり方検討会」の中間のまとめを受け、従来の訪問体制だけでなく、こちらから積極的に出向いて潜在化しているニーズを早期に把握して適切な支援を行う「攻めの福祉」の取組みとして、新たに「安心おたっしゅ訪問事業」を開始します。

特に、一定期間に何らかの支援や医療、介護のサービスを受けていない高齢者や、日常的に見守りや声かけが必要となると想定される単身、高齢者のみ世帯の方々を優先的に訪問します。

2 ケア 24 の相談対応力の強化

高齢者の総合相談窓口であるケア 24 が、在宅医療や地域認知症ケアの理解を深め、的確な相談対応ができるよう、ケア 24 職員に対する体系的な研修の実施や在宅医療相談窓口の支援等を通して機能の充実を図り、在宅介護者の相談支援を行います。また、医療や介護の潜在ニーズを持ちながら自己放置をしている高齢者を早期に把握するために、積極的に実態把握の訪問ができるようケア 24 の運営体制を強化します。

- 3 介護者負担の軽減

1 家族介護者生活支援サービスの創設

在宅で要介護 3 以上の高齢者を介護する 65 歳以上の家族等の介護負担の軽減と要介護者の在宅生活の支援に向けて、介護者の休息時間の確保や介護者自身が高齢のため一時的に生活支援を必要とする場合に、介護者に代わって要介護者の生活援助や介護、また介護者を対象とした生活支援のために、ヘルパー等を派遣し年間 24 時間までを限度とした家族介護者生活支援サービスを実施します。

2 入院時のおむつ代助成の開始（介護用品支給の拡充）

区が支給している介護用品の支給の他に、おむつの持ち込みができない病院に 3 箇月以上継続して入院し、その病院指定のおむつ代を負担している要介護 3 以上で介護保険料段階第 1 ～ 3 段階の入院患者に対して、申し出により月 7,000 円を上限に現金で助成することで、介護者の経済的負担の軽減を図ります。

健康と医療・介護の緊急推進プラン

平成23年1月発行

登録印刷物番号

22 - 0094

編集・発行 杉並区保健福祉部管理課
〒166 - 8570 杉並区阿佐谷南1 - 15 - 1
電話 3312 - 2111(代)